

令和6年3月1日以降に 戸籍の届出をされる方へ

これまで、本籍地以外の市区町村に戸籍の届出（※）をする場合、戸籍謄本の添付が必要でしたが、戸籍法の一部を改正する法律の施行により、

令和6年3月1日から、

戸籍謄本の添付は原則不要になります。

※戸籍の届出

婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、入籍届
他市区町村への転籍届及び分籍届 など

△ 注意点

- ・ 令和6年2月29日までに届出をする際は、本籍地が上尾市でない場合、従来通り戸籍謄本の添付が必要です。
- ・ 添付が不要になるのは戸籍謄本のみです。
その他の必要書類は変わりません。



その他ご不明点やご質問がございましたら、市民課戸籍担当まで

お問い合わせください。

上尾市役所市民課戸籍担当 TEL048-775-5129

平日及び土曜の8時30分から17時15分